

税理士法人 小山会計

2022'
7月

12日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2022年8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2022年9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2022年8月の予定

- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・
地方消費税の中間申告と納付 期限=31日迄
 - ・個人住民税第2期分の納付
 - ・個人事業税第1期分の納付
- 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日

2022年9月の予定

- ・特別な処理事項なし



※ は事務所全体が休みです

イベント再開

22' July

税理士法人 小山会計 専務 小山宏幸

コロナウイルスの感染拡大の影響で2年続いて中止になっていた各種イベント(マラソン、サイクル、祭り、花火大会、運動会、修学旅行など)が再開されつつある。私も4月に長野フルマラソン、5月に白馬岩岳トレイル、6月は安曇野ハーフマラソンに参加した。2年ぶりの参加とあって、以前の走りを取り戻すことは難しかったが、参加者としては、コロナ禍の中で開催してくれて「ありがとう」主催者側として「また来てくれてありがとう」が共鳴しあい、泣きながらゴールする人もでて、コロナ前より感動的な大会となった(この気持ちを理解できない人が多くいることはわかっていきます...)。マラソンイベント再開を歓迎する記事は、ランニング愛好家の自分を書くとかかなりバイアスがかかることも、世の中の大多数の考えは、自分たちの感性とは異なることも自覚しています。そもそも天下の公道を半日近く占領するマラソン大会自体、はた迷惑とお怒りの方も多いことと思う。ましてや、まだコロナ禍であり、不要不急の趣味の延長だ。

しかし、こうした各種イベントの再開や、祭や花火大会などの伝統行事

の復活も、地域経済のためにも、また伝統文化を継承し、コロナの中で生気のない地域に活気と賑わいを取り戻していくことにもつながると感じる。

もちろん、たくさんの人々が関わる行事でリスクをゼロにすることはできないが、マラソン大会もボランティアはじめ参加者全員の抗原検査など感染症の専門家の助言を受けて入念な対策が施されている。

これからは社会生活の正常化への営みと感染対策を両立させる「ウィズコロナ」時代への営みを進めていくステージに入っていくことになるが、2年半続いたコロナ生活は、消費者のライフスタイルを完全に変えてしまった。よって社会生活を正常化させても、コロナ前の水準に戻る業種と戻らない業種が確実に存在する。

経営者の皆様にとっては、過去の延長線上ではないこれからが本当の正念場だ。材料・燃料などすべての驚異的なコストの増加に加え、人手不足やサプライチェーンの混乱などの時代の大転換期においても、わが社をどう対応させていくか慎重かつ冷静迅速な判断が求められる。

医療機関等におけるインボイス制度

最近「**インボイス制度**」という言葉を目にする機会が増えたのではないのでしょうか。これは来年10月1日より導入される新しい消費税仕入れ税額控除の方式の呼称であり、正式名称は「**適格請求書等保存方式**」といいます。

この「インボイス制度」、出てくる言葉が難解で非常に分かりにくい制度ですが、実は医療機関や介護事業所（以下医療機関等）には影響は少なく、影響を受けるのは、企業に対して自費診療などを行っている医療機関等に限られます。そこで今回は、以下のステップに沿って貴医院の状況をご確認頂き、その結果に応じて対応策をご検討頂ければ幸いです。

ステップ1 企業に対する自費診療等の有無の確認

医療機関等において下記のような請求を企業に対して行っている場合は、自院の請求書の記載内容によって、相手企業の消費税計算に影響を与える為、必要に応じて対応が必要となります。

○健康診断 ○人間ドック ○予防接種 ○産業医、嘱託医報酬（医療法人での契約） ○企業への物販 ○各証明書の発行 ○各自費検査 ○診断書、証明書等の文書料 ○事業所への建物、駐車場の間貸し など

ステップ2 自院の消費税課税方式の確認

まず前提として、自費診療などの消費税課税売上高が年間5千万円以下の医療機関等においては、自院の消費税納税額にほぼ影響はございません。

大半の医療機関等が、消費税の納付義務がない消費税免税事業者（年間課税売上高 1 千万円以下）、または消費税納税額の計算を概算経費率にて行う簡易課税制度（年間課税売上高 5 千万円以下まで選択可）を選択されている為です。

一方で年間の消費税課税売上高が 5 千万円を超える医療機関等の場合は、経費の支払先からの「適格請求書」の有無により自院の消費税納税額が変わることとなりますので注意が必要となります。

（制度の詳細や対応策を下記QRコードにてご確認ください。）

ステップ3 対応策の検討

ステップ1, ステップ2の結果に応じてケース別に対応策をご検討ください。

ケース① 企業に対する自費診療等がない

⇒対応の必要なし（自院の消費税課税売上高が 5 千万円を超える場合を除く）

ケース② 自院が消費税課税事業者で、かつ企業への自費診療等がある

⇒適格請求書発行業者の登録手続きを行い、請求書に登録番号等を記載する

（制度の詳細や請求書の記載方法等はQRコードをご参照ください。）



ケース③ 自院は消費税免税事業者だが、企業への自費診療等がある

⇒影響度に応じて、消費税の課税事業者を選択すべきか検討する

尚、医療機関等によっては特殊なケースも想定される為、自院の現状、対応策をご検討される際には、弊社担当にもご確認ください。

第1回 相続の実態とは <生命保険の場合>

相続手続支援センター東信では、相続に関するご相談をお受けしています。専任相談員の岩下さんに数回にわたって相続手続に関するあれこれを伺ってみます。第1回目は相続と関係が強い生命保険についてです。



岩下博明 行政書士
相続手続支援センター東信専任相談員

(櫻井) 本日は、よろしくお願ひします。岩下さんは相続に関する相談を受けていらつしやいます。近年相談件数が増えているそうですね。

(岩下) このところ、相続についての世間の関心は高まっています。終活ブームや週刊誌で取り上げられることもあり、相談件数は増えています。

私は保険の仕事を主にしているのですが、相続の相談で保険に関するものも多いのでしょうか？

相続対策には様々な手法が用いられますが、その一つとして

生命保険を活用することは多いです。

相続と生命保険

国内の世帯加入率が9割近くと言われる生命保険ですので、加入中の保険がそのまま相続時に活用できれば良いのですが、相続対策を行う上での注意点はありますか？

生命保険について気をつける点はいくつかあります。税金対策についていうと典型的なのが、**死亡保険金の非課税枠(※1)**の活用です。

死亡保険金の

非課税枠

生命保険に入っている、死亡保険の金額が非課税枠を満たしていない方が結構いらつしや、追加で加入を検討することが多いです。預貯金は相続税の課税対象になりますが、生命保険金は条件付きで一定額が非課税となるので、この仕組みを利用して預貯金を原資に生命保険に加入します。

生命保険は、相続財産の圧縮と相続税の節税に有効なのですね。

相続される法定相続人、一人当たり500万円は非課税枠が使えます。この分が、相続税計算時に引かれて計算されます。

テレビのCMでも「お葬式代のための保険だけでも」などと言われますが、それ以外に相続対策の保険を用意したほうが良い方もいるんですね。預貯金のままにしておくより、生命保険にしておけば、税制上のメリットを受けられるんですね。



(聞き手) 櫻井雅文
(税) 小山会計 リスク対策室保険担当

(裏面へ続く)

保険金受取人の確認

それは、どういう場合なのでしょう？

仮に奥様がご主人の死亡保険金を受け取られると、奥様の財産が増えます。その後に、奥様が亡くなった場合(二次相続)、受け取った保険金が預貯金に入金され、奥様の課税

次に死亡保険金の受取人です。保険に加入した現役時代からの流れで、配偶者を指定されている場合が多いのです。しかし、二次相続を考えると、お子様などの相続人へ受取人を変更するほうが良いと見受けられる場合もあります。

※1 死亡保険金の非課税枠

相続財産のうち死亡保険金については法定相続人の数×500万円は非課税となる。ただし、これが適用されるのは法定相続人だけなので注意が必要。例えば受取人が被相続人の孫になっていて、法定相続人と認められない場合にはこの枠は使えない。受取人の指定により対象外となるので要注意。

シリーズ 相続手続支援センター相談員に聞いてみた

第1回 相続の実態とは <生命保険の場合>

(前面より続き)

財産も増えるのです。ご主人の相続対策はしてあっても、奥様にも再度対策が必要になる場合があるので、受取人をご子息などに変更しておくなどのアドバイスをしています。

保険の相談でご本人に聞いてみても、誰を受取人にしたか覚えていらつしやらないことも多いので、改めて一度、確認しても良いですね。家族の状況にに応じて、誰にどの財産を引き継いでもらうのか予め考えておくのが相続対策のひとつなのでしょうが、保険金の受取人の指定もその一つですね。

あと、保障の先細りというか、加入時は数千万円あった保障が、年齢で契約が終了して、100万円程度に減っていることが多いです。ご本人はたくさん保険に入っていると思っていたのに、フタを開けてみると保障額が大幅に減っているケースが多いです。

更新型保険の

落とし穴

よくある更新型の保険のこと

人生の節目で生命保険の見直しを

ですね。十年毎に保険料が段階的に上がるので、その度に保険金額が減っていくパターンで、高齢になるに従い保障が切れてくるという。また医療保険も80歳までで無くなってしまうケースが多いです。

いつ「万一」が起こるか、誰にも分らないので、相続には保障が一生涯続く終身保険が有効なのですが、終身の部分が薄くなっているケースが多いです。

70歳、75歳、80歳という節目で保険内容の見直しをしたほうが良いですね。

保険のあり方も含め、相続に関する様々な悩みに対応しています。ご相談はお気軽に相続手続支援センターへお願いいたします。

本日は、本当にありがとうございました。

今回は、相続と保険の関係について相続手続支援センターの岩下さんにお話しいただきました。相続を考えるに当たり、生命保険でも気を付けなければならぬ点がいくつかあるようです。

相続手続支援センター東信では、下記のような相続に関する幅広いサービスを提供しています。



- ・死亡後の相続手続のサポート
- ・生前相続あんしんプランの作成
- ・遺言書作成のサポート
- ・公正証書遺言の立会 等々



～まずはお気軽に ご相談ください～

 **相続手続支援センター® 東信**

〒386-0005長野県上田市古里692番地2

TEL : 0268-25-6789 / FAX : 0268-22-7617

相続手続支援センター東信は相続手続支援センターの支部会員です。





「租税法の神様」

森川 宜彦

上田に住むようになって、12 年(長野県に住んで14年)が経ちました。その中で、縁であるのだなと思ったことがあります。

初めて上田に住むようになったのは大学生の頃で、繊維工学の勉強をしていました。大学生活時に色々なことがあり、税理士という仕事に興味を持つようになりました。そこである日、本屋で「租税法」という 1,000 ページを超える分厚い本を見つけて購入しました。

数年後、大学院で税法の研究をしていた友人から、「租税法」の書いた著書の方は「**租税法の神様**」と呼ばれていると聞きました。その時は、特になんとも思わなかったのですが。

それから 2 年後、小山会計に就職し、その年の会社の忘年会に参加し、弊法人の会長から「租税法」の著書の方と会長が高校時代の同級生であることを聞きました。そこで、租税法の著書の方が**金子宏先生**で、上田市出身の方だと知ることになりました。

金子宏先生は、上田市殿城出身の現在 91 歳で、上田高校を卒業し東京大学法学部に入学されたそうです。その後、東京大学で租税法の研究をされました。租税法は税金に関する法律学です。金子宏先生はその功績が認められ、2012 年には**文化功労者を受章**されました。

私はその後、税理士資格取得のために大学院に進み、そこで教鞭をとっておられる金子宏先生とお会いすることができました。そこで、この金子先生の「租税法」は、租税の論文を書く際に、引用をしなければ認められないほどの書籍であること、金子先生は租税法という学問の基礎を作った方で、「租税法の神様」と呼ばれていることなどがわかりました。丁度その時期に、先生は**文化勲章を受章**され、**上田市名誉市民**になりました。何気なく興味を持って進んだ分野の第一人者が、上田市出身というのはびっくりでした。

私の修士論文の発表時に金子宏先生からコメントをいただきました。この経験は、自分にとって宝物になりました。



編 集 後 記

今年は6月の終わりに史上最速で梅雨が明け(梅雨の期間は、わずか14日間!）、7月に入り連日猛暑が続いております。こんな時期は、暑さで身体がだるかったり、ずっと冷房器具のある部屋にいて冷房病になったり(結局身体がだるい)、体調管理が本当に大変ですね。この「身体がだるい」または「食欲が出ない」、「疲れやすい」といった諸症状を皆さんご存じのとおり夏バテと呼んでいますが、実は明確に病名があるわけではなく、治療薬や確実な治療法も特にないそうです。夏バテの主な原因は自律神経の乱れといわれており、暑い外気と室内の温度差、熱帯夜による睡眠不足、暑さによる食欲減退で引き起こされる栄養不足などが原因の精神的、身体的なストレスで2つの神経(日中などの活動時は交感神経、夜など安静にしているときには副交感神経が活発になるといわれています)の動きのバランスが崩れ、体調不良となってしまうのです。(自律神経の乱れ以外にもビタミン、ミネラル、水分不足や、冷たい飲み物の飲みすぎが原因になる場合もあります。)明確な治療法がない夏バテですが、日頃の生活習慣等に気をつけていれば、予防や解消が可能です。そのポイントとして、①室内と外の温度差に注意する…温度差が5度以上の場合、自律神経が乱れやすくなる可能性があります。夏バテよりも熱中症のほうが危険度は高いので、無理のない範囲でエアコンなどを活用してください。②規則正しい生活を心がける…夜更かしをせず睡眠を十分に取、身体を適度に動かしてください。(但し、炎天下での無理な運動は×。)③入浴で身体を温める…ご自宅に湯船がある場合は、37～39℃程度のお湯に10分程度浸かるだけで、自律神経も整い、疲労回復も促されます。④栄養のある食べ物とこまめな水分補給を…夏場は食べる物が偏りがちですが、タンパク質やビタミン、ミネラルなど他の栄養素も積極的に摂りましょう。また、夏バテ対策におすすめの食べ物として、牛肉や豚肉、魚やかまぼこ、うなぎ、おくら、トマト、きゅうり、梅干しやレモンなどがあります。特にトマトやきゅうりなど夏野菜が美味しいこの季節、いろいろな栄養をしっかりと摂って、なるべく規則正しい生活を心がけ、熱中症には十分注意して、本当に暑いこの夏を乗り切っていきましょう。

(編集担当 荻原)